

首里城の復旧に対する海外等からの支援金受付のために行う

クラウドファンディングの取組に関する協定書

沖縄県（以下、「甲」という。）と一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、首里城の復旧に対する海外等からの支援金受付のために行うクラウドファンディング等の取組（以下「クラウドファンディングの取組」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、クラウドファンディングの取組について、甲及び乙が連携・協力して実施し、国内外から幅広く支援金を受け入れる取組を実施することにより、首里城の復旧に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、甲が実施する首里城の復旧に関する取組を踏まえつつ、乙が次の各号のとおり実施するクラウドファンディングの取組について連携・協力する。

- （1）クラウドファンディングの取組については、首里城復旧に関する支援金を幅広く受け入れるものとする。
 - （2）クラウドファンディングの取組により得た支援金は、その必要経費等を除くすべてを首里城の復旧に充てるべく、甲に寄付するものとする。なお、この場合、甲は乙に受領証を発行するものとする。
 - （3）クラウドファンディングの取組については、乙が自らの意思で自主的に実施するものとする
 - （4）前各号の他、本協定の目的を達成するために必要な取組を実施する。
- 2 前項各号について連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、別途定める。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（連絡調整窓口）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、双方に窓口を設置し、連携・協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、甲及び乙のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

（その他）

第8条 本協定締結の前になされたもので、甲及び乙において個別取組での連携・協力を行っている事項については、本協定に基づくものとみなす。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月13日

甲 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター

理事長 盛田 光尚